

会議結果報告書

平成 29 年 10 月 13 日

1. 会議名 平成 29 年度 第 1 回 印西市環境審議会
2. 日 時 平成 29 年 10 月 2 日(月) 14:00～16:00
3. 場 所 印西市役所 2 階 24 会議室
4. 出席者 委員：藤田、阿部、鈴木(康)、笠井、片倉、坂本、鈴木(好)、山本、江畑、鶴岡、室井
事務局：板倉（市長）、五十嵐（環境経済部長）、鈴木(秀)（環境保全課長）、海老原、須藤（環境保全課 環境保全班）、瀬口、増山（エヌエス環境）

5. 配布資料

- ・平成 29 年度 第 1 回印西市環境審議会 会議次第
- ・平成 29 年度 第 1 回印西市環境審議会 席次表
- ・印西市環境審議会条例
- ・印西市環境基本条例
- ・印西市環境白書 2017（案）
- ・印西市環境審議会からの意見記入表
- ・印西市土地の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例
- ・印西市環境行動指針（市民編）

6. 内 容

- (1) 開 会
- (2) 委嘱書交付
- (3) 市長挨拶
- (4) 委員自己紹介
- (5) 議題

1) 会長及び副会長の選任について

(事務局) 会長が選出されるまでの間、事務局の方で進行させていただく。

(課 長) それでは、議事進行を務めさせていただく。印西市環境審議会条例第 5 条第 1 項により、会長及び副会長は委員の互選により定めるとある。みなさまのご意見をいただきたい。

(委員) 事務局の考えはどうか。

(事務局) これまでの経験から、会長には藤田委員、副会長には阿部委員にお願いしたいと思っているが、いかがか。

(委員) 異議なし。

(課長) 全員異議なしということなので、会長を藤田委員に、副会長を阿部委員に決定する。

2) 「印西市環境基本計画」について

(事務局) では、議題に入る。印西市環境審議会条例第 6 条第 1 項の規定により会長が議長となるよう定められているため、藤田会長に議長をお願いする。

(会長) 本日は委員改変後の初めての審議会ということで、事務局から環境基本計画及び環境白書について後ほど説明がある。環境基本計画は市の環境保全施策の基本的な方向性を示しており、また環境白書では進行管理を含めた市の現状を毎年市民に公表するものである。多くの市民のみなさんに公表することで、印西市の現状を理解し、環境に興味をもってもらうことが大切である。印西市がより良い環境を保ち、市民から愛される市となるよう、みなさまと協議をして参りたい。委員の皆さまには、様々な視点から忌憚のない意見・提案を出していただきますよう、よろしくをお願いしたい。

それでは、議事を進める。議題 (2) 印西市環境基本計画について、事務局より説明をどうぞ。

(事務局) まず、印西市環境審議会について説明させていただく。お配りしている「印西市環境審議会条例」をご覧ください。環境審議会は環境審議会条例第 2 条にあるとおり、市長の諮問に応じて、環境の保全に関する基本的事項について調査審議する組織である。環境課題について、市長から審議会に諮問する事項があった場合に開催される。過去には「印西市歩行喫煙、ポイ捨て等防止条例」の策定や、前年度については「印西市土地の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例」の改正について諮問をした。新たに施工された「残土条例」については、土壌汚染防止と崩落等の災害防止をよりの確に達成するため、規制を強化したものである。詳しくはお配りしているパンフレットでご確認ください。

続いて、「印西市環境基本条例」をご覧ください。環境基本条例第 8 条第 3 項により、市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ印西市環境審議会の意見を聴かなければならないとある。平成 25 年度の環境基本計画についても審議会に諮問し答申を経て策定されたものである。毎年環境基本計画の推進に当たり、計画の進捗管理と併せて環境白書を作成しているが、この中で審議会よりい

ただいた意見は、次年度以降の環境政策へと反映させている。本日の会議がそれにあたる。環境審議会は年 2～3 回開催している。

続いて、「環境基本計画」について説明する。「第 1 章」が計画の基本的事項、「第 2 章」が環境の現状、「第 3 章」が市民・事業者の意識、「第 4 章」が環境課題、「第 5 章」「第 6 章」が環境目標と環境施策の展開、「第 7 章」が重点プロジェクト、「第 8 章」が市民・事業者の環境行動指針、「第 9 章」は計画の推進となっている。環境基本計画は環境基本条例により策定が定められており、印西市総合計画をもとに、市の個別計画や事業などと相互連携している位置づけとなっている。環境基本計画は長期的な施策の方向性を示すもので、平成 25 年度から平成 33 年度までの 9 年間で計画期間として設定している。平成 28 年度には見直しも検討されたが、環境基本計画に関する総合計画の方針が変更されなかったことから、見送られた。なお、本計画は印旛村と本埜村との合併後に初めて策定されたものである。さて、環境は幅広いテーマであるが、本計画では「第 2 章」に示した「自然環境」「生活環境」「都市環境」「地球環境」「人づくり」の 5 つの分野を対象に施策を定めている。さらに、将来環境像である『「ひと まち 自然」が調和し豊かで安心できる環境で暮らせるまち いんざい』に向かって、5 つの基本目標、取り組み方針、基本施策という体系で環境施策を定めている。その中でも、「地域で里山を守り・育むしくみづくり」「地域ぐるみによるごみ減量・リサイクル活動の展開」「再生可能エネルギー・省エネルギー化への推進」の 3 点について重点プロジェクトとして取り上げている。また、本計画を進めるにあたり、市だけでなく、市民・事業者の皆さまにも環境行動指針に基づきご協力いただきたい事項を記載している。市民向けの環境行動指針については、平成 26 年度に印西市環境推進市民会議が環境基本計画を新たに精査し、「印西市環境行動指針～市民編～」として別冊で作成し、各イベントで配布し啓発に努めている。なお、「第 3 章」の市民・事業者の意識調査は 3 年に 1 度のペースで行っており、このたび平成 28 年度に実施されたので、のちほど最新の調査結果を白書の中で説明する。

最後に、計画の推進体制として、環境審議会や市民会議などが設置されており、審議会においては毎年意見・提案をいただいている。環境白書については、計画進行管理として、この後に説明する。以上である。

(会 長) 事務局からの説明が終わったが、何か意見はあるか。

意見はないようなので、次の議題に移る。

3) 「印西市環境白書 2017 (案)」について

(会 長) 次の議題は「印西市環境白書 2017 (案) について」である。事務局より説明してください。

(事務局) 今回の環境白書は平成 28 年度の実績をまとめ、報告するものである。環境基本計画の進行管理を含め環境に関するデータをまとめ、広く市民のみなさまに公表しているものである。毎年データを更新し、作成しており、HP 等でも公開している。また、よりわかりやすくより多くの方にお伝えするために環境白書の概要版を作成し、小中学校に配布するなど市民のみなさまが手に取りやすい形で公表している。

「はじめに」では環境白書の位置づけを PDCA サイクルで示した。PLAN は環境基本計画にあたり、計画の推進 (DO) 中の取り組みの点検・評価 (CHECK) にあたるのが環境白書である。そして、計画の見直し (ACT) として環境白書の蓄積データが次の環境基本計画や庁内エコプランの策定に活かされている。また、毎年環境白書で公開されたデータは各課で共有し、予算等に反映される材料となっている。環境基本計画で定めた環境指標は 4 段階で達成状況の評価をしている。今回の達成状況は、環境指標 41 項目中 21 項目が目標値を達成できた。昨年の評価と比べて悪くなっている項目については、昨年は中間目標を設定年度としているのに対し、今年度は最終目標に設定しているところに違いがある。現状値を把握していない項目「生きものの生息・生育種数」については、5 年に 1 度自然環境調査を実施しており、その結果が反映されるが、平成 28 年度について実施していないことから把握していない項目という評価となった。

続いて、「第 1 章」ではいんざい環境特集として、昨年度は外来生物を取り上げたが、今年度は印旛沼における水生植物を取り上げた。ここではその年に話題になっていることや環境に関することなどを市民のみなさまに注視していただくことを目的としている。今回の特集では、印旛沼の水生植物が激減している状況を、国、県、印西市の取り組み等を交えて紹介している。

「第 2 章」では基本目標の進捗状況の詳細が記載されており、目標ごとに市民、事業者の取り組みをまとめている。

「第 3 章」では庁内エコプランの進捗状況が記載されており、市役所を一つの事業所とみなして印西市内のすべての公共施設と学校等も含め、これらの施設から排出される二酸化炭素の量を換算している。平成 28 年度の温室効果ガス総排出量は平成 22 年度の基準年度と比較して、14.2%の削減となった。平成 29 年度の目標値をすでに達成しているが、現状の取り組みを推し進め、さらなる削減に努めていきたい。

また、今年度は「環境に関する市民・事業者意識調査」を実施し、その結果を資料編に掲載した。これは 3 年に 1 度のペースで行っているもので、今年度は 8 月 1

日から 31 日にかけてアンケート調査した。アンケートの回収率は市民が 33.7%、事業者が 33.0%であった。この結果については各課で共有し、今後の環境行政に役立てていく。以上が、白書の説明である。

(会長) ただいま、事務局からの説明があった。委員のみなさまからのご意見をお願いしたい。

(委員) 環境白書は毎年継続して行っており、経年変化がわかることは非常に重要である。しかし、今印西市で何が起きているかというようなことにも紙面を割いてほしい。例えば、市街化調整区域の開発における環境問題など、この数年で市の抱える問題が変わってきている。それはアンケートを見てもわかると思う。それを経年変化と併せて、ページを加えるのが良いのではないか。

(事務局) 本年度は難しいので、来年度作成の白書で取り上げていけるよう検討する。

(委員) 市民は概要版の方が読みやすいと思うので、そちらで取り上げたら良いと思う。

(事務局) 検討する。

(委員) 毎年、植生や水質調査をしているが、ただ調査をするだけで終わっている。例えば、オニビシは、最近、甚兵衛沼まで入ってきたが、取り切れなれないほど繁茂してしまった。北沼もひどい。今刈り取っても、時期が悪い。すでに実がなってしまう、それが下に落ちて雨に流されて拡大し、捷水路もここ 2 年くらいでびっしりと覆われるようになった。

ナガエツルノゲイトウは北沼にはないが、捷水路や新川のあたりもずっと繁茂している。

(委員) ナガエツルノゲイトウはきれいに刈取りしている場所もあるが、よく見るとまた出てきている。一度入ってくると完全に駆除することは難しい。繁茂が広がると、生態系に影響を与える。

(委員) オニビシが繁茂したところは、翌年は水深が 10cm 減る。水中の酸素が減って、魚が住めなくなる。

(委員) 身近に外来種はたくさんみられる。しかし、市民はそれが環境に悪影響を与えていることを知らない。

(事務局) 牧の原地区では農地の転用が進んでおり、調整区域では一年に 80 軒のペースで住宅が増え、この 3 年間に 235 軒を超えた。白書の第一章に取り上げたが、印旛沼の水質改善のため、合併処理浄化槽の推進をしており、国・県・市で 3 分の 1 ずつ補助金を出して、普及に努めている状況である。住宅開発そのものは合法的であり、特集として問題視するには限度があるが、開発による COD の問題があるということについて触れられたらと思っている。

また、外来生物については、国・県あるいは NPO などの団体と協働して減少に向けて取り組んでいきたい。オオキンケイギクはいろんなところで見られるが、黄色い花がきれいなため、家に持って帰る人もいる。市の方でも、それが駆除対

象の外来生物であることを HP や広報を通じて市民のみなさんに伝えていく活動をしているが、白書の中でも啓発していきたい。

(委員) 師戸川の源流あたりの家の下水がそのまま川に流れ込んでいるところがある。

(事務局) 市で調査するので、詳しい場所を教えてください。合併処理浄化槽から出ているのであれば問題はない。ただし、浄化槽から出ているといっても完全にきれいになっているわけではなく、限界はある。その点についてはご考慮いただきたい。

(委員) 19 頁からの「生きものと共存しよう」について、共存というのはとても良いことだと思う。しかし、実際にはイノシシ等をひたすら殺すことで環境保全している。JA 木更津では、オオカミロボットを使って野生動物を追い払う試みをしている。印西市でも、殺すだけではなく、共存する道を探してほしい。

(委員) イノシシやシカ等の農作物を荒らす動物を減らすというのが政府の方針である。共存は難しい。これらの動物は年々増えている。駆除しなければ、農家だけでなく、一般の民家にも被害が出てくる。

(委員) 生態学の話に「ノウサギとキツネ」がある。キツネはノウサギを食べる。餌となるノウサギが減ると、それを食べているキツネも減る。キツネが減るとノウサギが増える。ノウサギが増えるとキツネが増える。その循環によって、一定数が保たれるという話である。

イノシシは農作物を食べに里に降りてくる。そのイノシシを撃退すれば、イノシシは山に帰って草を食べる。すると草が減っていく。草が減ればイノシシも減る。

(事務局) 興味深い話であるが、実際、農業を生業としている人にとってはもっと深刻である。一度イノシシが田んぼに入ると、そこに臭いがついてしまって、米自体がもう商品にならないそうである。農業の振興という面では駆除はやむを得ないと、市では考えている。

特定外来生物のカミツキガメについても、国の方針で駆除対象としている。県では「カメハンター」を雇って駆除を進め、印旛沼の生態系を守るための取り組みをしている。

(委員) カミツキガメによる環境被害は大きく、増加させないためには年間 2,500 匹以上を駆除する必要がある。しかし、今は 1,500 匹程度しか駆除ができていない。このままでは魚が食べられてしまい、漁業が成り行かなくなるばかりでなく、生態系にも大きな被害を与える。

人への被害という点では、イノシシの方が深刻である。印西にコロニーを作り、相当数増えている。今は農作物の被害が言われているが、おそらく餌がなくなると街に出てきて、人の生活に被害を与えることになる。

また、ジビエ料理のようにイノシシは捕獲して食べましようという動きはあるが、カミツキガメについては泥抜きしないと臭くて食べられない。もちろん食べても構わないが、特定外来生物は生きたまま移動させられないため、その場でさ

ばくしかないが、きちんと処理しないと体調を壊すこともあるのでおすすめしない。

(委員) 小笠原では、特定外来生物のオオヒキガエルが繁殖し、その駆除を子どもたちも行っていた。それによって、ほぼ駆除できたが、子どもたちのメンタル面への影響が懸念された。

また、カワウは鳥獣保護法で保護鳥に指定されたことで増えてしまい、コイやアユに被害を与えるということで狩猟鳥に変わった。しかし、狩猟鳥に指定したら、日本で3,000羽に減ってしまった。

イノシシは千葉県でも昔はいたが、一度絶滅している。それが、近年イノシシが見られるのは、国内移入種として県外から入ってきているためである。

鳥獣保護法ではどんな動物でも愛護するものとし、一方では農業被害の原因となっているとして、条例で害獣駆除の対象となっている。その両方の側面がある。イノシシやタヌキやハクビシンが農作物を荒らすから悪い動物ということではない。保護と管理の両側面があることを私は子どもたちに説明している。大人の私たちも生きものとの共存について考えるとき、そういう側面があるということを知らなければいけない。

(会長) それでは、本日は「印西市環境白書」についての話し合いはここまでとする。

4) その他

(会長) では、次の議題の4) その他について、事務局から説明をどうぞ。

(事務局) 環境白書の9頁「環境審議会委員からの意見・提案」にみなさまからのご意見をいただきたい。白書の第2章についてのご意見を別紙に記載のうえ、10月25日までにメール、またはFAXもしくは郵便にてご提出ください。次回は、ご提出いただいた意見をもとに、環境審議会としての意見をまとめてもらいたい。なお、次回の日程は11月8日10時からを予定している。詳細はまたメール等でお送りする。

(会長) それでは、本日の議事はこれで終了する。